

# 私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

## 制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低中所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

## 要件

令和8年7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和8年度の市町村民税及び道府県民税の所得割(以下「所得割」という。)の合算額が、対象生徒の世帯区分に該当すること
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること(※)
- ③ 生徒が、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の支給対象となる者であること(新制度と旧制度では、対象者及び給付金額が異なります。どちらの対象となるかはお通いの学校に確認してください。)
- ④ 生徒が、高等学校等専攻科に在学し、休学していないこと(令和9年3月1日までに復学した場合は支給対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。)

※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

## 給付金額

	対象生徒の世帯区分	給付金額	
		新制度	旧制度
1	保護者等全員の令和8年度の所得割が非課税の世帯	52,100円	
2	令和8年度の所得割の合算額が105,500円未満である世帯	17,370円	10,420円
3	令和8年度の所得割の合算額が264,500円未満である多子世帯	13,030円	10,420円

## 給付金申請及び支給の流れ

- ① 学校がリーフレット及び受給申請書等を保護者等に配布(配布方法は在学する学校にお問合せください)
- ② 申請者が受給申請書等を学校に提出(書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします)
- ③ 学校が受給申請書等を府に送付
- ④ 府が受給資格の確認(書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします)(7月以降随時)
- ⑤ 府が受給資格認定及び支給金額の決定(12月以降予定)
- ⑥ 府が学校に認定結果等の通知を送付並びに給付金を交付(学校が代理受領)(12月以降予定)
- ⑦ 学校が保護者等に通知を配付及び給付金を口座へ振込(1月以降予定)

※生徒又は保護者は、生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。給付金額全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。

ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。

※給付金が振り込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、在学する学校にご相談ください。

# 申請先

在学する高等学校等

# 申請期限

学校が定める期限

# 申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を学校の定める期日までに提出してください。

全世帯区分共通	<b>●奨学のための給付金 受給申請書（様式第1号の3）</b> ※世帯区分にかかわらず提出が必要です。 ※受給申請書の提出後に、申請者の変更（例：離婚・死別等による親権者の変更）、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届（様式第2号）の用紙をもらい、学校に提出してください。
	<b>●保護者等全員の課税証明書等</b> ※下記の書類のいずれか（令和8年度のもの）を提出してください。 ・市（町村）民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書の <b>原本</b> ・市（町村）民税・道府県民税非課税通知書の写し ・市（町村）民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書の写し ・生活保護受給証明書の <b>原本</b> （令和8年1月1日で生活扶助の受給があるもの、かつ、世帯全員の氏名・生年月日・受給期間が記載されたもの） ※配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出が必要です。
	<b>●住民票の写し（必要な場合のみ）</b> ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ・住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合 ・令和8年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和8年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合
世帯区分3のみ	<b>●出生等により新たに扶養することになった子等を証明する書類</b> ※多子世帯で令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等が増えた場合、いずれかの書類を提出してください。 ①生計維持者の実子：出生証明書、母子手帳、戸籍抄本等 ②生計維持者に委託された里子：里親委託証明書等 ③生計維持者と特別養子縁組をした特別養子：特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本等

※保護者等全員の課税額を証明する書類が提出できない場合（例：海外単身赴任の場合等）は、給付金を受け取ることができません。

# 制度に関する問合せ先

●大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金（専攻科の生徒向け）について」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/senkoka\\_kyufukin.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/senkoka_kyufukin.html)

携帯、スマートフォンからはこちら→

